

◎新潟県告示第640号

農地法(昭和27年法律第229号)第41条第1項後段の規定により、農地中間管理機構から農地を利用する権利(以下「利用権」という。)の設定に関する裁定の申請があった。

令和8年7月31日

新潟県知事 花 角 英 世

1 申請に係る農地の所在、地番、地目及び面積

所在及び地番	地目	面積(平方メートル)
燕市佐渡山字川上212	田	621
燕市佐渡山字川中822	田	2,616
燕市佐渡山字川中1186	田	2,399
燕市佐渡山11286ー2	田	4,944

2 申請に係る農地の利用の状況

- ・所有者は死亡し、配偶者及び子はいない。両親は死亡し、姉は相続放棄している。
- ・当該農地について、今年度は借入予定者が荒廃しないよう管理している。
- ・借入予定者が、自ら耕作を行っている隣接農地とあわせて水田として一体的に利用を行う計画であるため県の裁定を希望している。
- ・相続者がいないことから、裁定が行われないと今後遊休化の恐れがある。

3 申請に係る農地についての申請者の利用計画の内容の詳細

水稻栽培

4 申請に係る農地が農地中間管理事業の推進に関する法律第8条第2項第1号に規定する基準に適合すると認められる旨及びその理由

地域計画に位置付けられた農地であり、農地中間管理権を取得する農地の基準に適合する。

5 希望する利用権の始期及び存続期間並びに借賃に相当する補償金の額

利用権の始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額
令和9年1月	5年	368,265円

6 意見書の提出

(1) 意見書の記載事項

- ア 意見書の提出者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名)
- イ 意見書の提出者の有する権利の種類及び内容
- ウ 意見書の提出者の申請に係る農地の利用の状況及び利用計画
- エ 意見書の提出者が申請に係る農地を現に耕作の目的に供していない理由
- オ 意見の趣旨及びその理由
- カ その他参考となるべき事項

(2) 提出期限

令和8年8月14日

(3) 提出先

〒950-8570 新潟市中央区新光町4番地1
新潟県農林水産部地域農政推進課

(4) 提出方法

上記提出先への持参又は郵送